

司法院釈字第 583 号（2004 年 9 月 17 日）*

争 点

公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定による免職の懲処处分は、実質的に懲戒権に等しいであるが、懲処権に行使期間を設けていないことが違憲であるか。

（公務人員考績法第十二条第一項第二款規定所為免職之懲處處分，實質上屬於懲戒處分，為限制人民服公職之權利，未設懲處權行使期間違憲？）

キーワード

公務人員考績法、公務員懲戒法、懲戒権（懲戒権）、懲処権（懲處権）、行使期間

解釈文：憲法第十八条は、「人民は公職に勤める権利がある」と規定し、同条の趣旨は人民が法により一定の職務を担い、公務を務める権利を保障するのである。国はこれに関して関連制度を設けて規制するべきである。国は公務員の違法や不当行為に懲罰す

べき、惟、当該公務員を懲戒するか否かに関して長期に不明確の状態に陥らないように、懲戒権が相当の時間を経て行使しない場合、追究しないようにするべきであり、これは公務員の権益と法秩序の安定を維持するためである。公務員懲戒法第二十五条第三号の規

*翻訳者：劉姿汝

※大過とは、公務員懲戒法には戒告、記過、減給、降任、休職、免職などの違法の重大さによって異なる懲戒処分があり、その中にある「記過」が戒告より重い、大過と小過というものがあるのである。一般的に言えば、一回に二つの大過されれば、免職となる。

定により、懲戒事件が違法行為が終了した日から、公務員懲戒委員会に移送する日まで、十年間を超えたなら、公務員懲戒委員会が免議の決議を下すべきであり、同条の規定がその主旨のために定めるのである。公務員に対して勤務機関が中華民国七十九年（一九九〇年）十二月二十八日改正公告の公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定により免職の懲戒処分をされたことは、実質的に懲処処分に等しい、人民の公職に勤める権利を制限するので、懲処権の行使期間を設けないことが前述の意旨に反する。憲法に保障される公務員の権益を貫くため、公務員の懲処期間が公務員懲戒法の関連規定に類推適用すべきである。また、公務員懲戒法には十年間を懲戒権の行使期間にするが、公務員の職を怠った行為とその懲戒処分の種類の相異によって、異なる合理的な規定を設けていないことは比例原則に反するのである。関連機関が公務員の懲戒の構成要件、懲戒権の行使期間の制限などに対して、全般の検討と改正が必要であり、公務人員考績法の懲処に関する規

定も同様である。

解釈理由書：憲法第十八条は、「人民は公職に勤める権利がある」規定し、同条の趣旨は人民が法により一定の職務を担い、公務を務む権利を保障することである。国は公務員の違法や不当行為に懲罰すべきであるが、当該公務員に懲戒するか否かに対して、長期に不明確の状態に陥ることは法秩序の安定の維持に不利であり、公平の結果も得にくくなり、したがって懲戒権が相当の期間を経て不行使であると、追及しないべき。公務員が民国七十六年（一九八七年）一月十四日に制定公告の公務員考績法施行細則第十四条第一項第二号第七目に挑発離間や紀律破壊をし、違法行為が重大の場合に、一回に二つの大過をして免職することになる、という規定に違反する場合、当該勤務機関は中華民国七十九年（一九九〇年）十二月二十八日改正公告の公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定により免職の懲戒処分をすることは、人民の公職を服する権利を制限し、実質的に懲戒処分に等しい

(本院釈字第四九一号を参照)、同法に懲処権の行使期間を設けないので、公務員が免職懲処を受けるべき行為をし、当該行為が終了の日から一定の継続期間を経てまだ懲処をされていない場合、勤務機関がこれによって当該公務員を追究し、免職処分をすることができるのは、前述の意旨に反する。憲法に保障する公務員の権益を貫くため、公務員の懲戒期間が公務員懲戒法の関連規定に類推適用すべきである。また、公務員の違法や職を怠った行為に対して、公務員懲戒法には戒告、記過、減給、降任、休職、免職などの重大さによって異なる懲戒処分があり、全てが十年間を懲戒権の行使期間にし、公務員の違法行為とその懲戒処分の種類の相異によって、異なる合理的な規定を設けていないことが、比例原則に反するおそれがあり、関連機関は公務員の懲戒の構成要件、懲戒件の行使期間の制限などに対して、全般の検討と改正が必要であり、公務人員考績法の懲処に関する規定も同様である。且つ、前述のように、公務人員考績法に規定する免職の懲処処分は

実質的に懲戒処分に等しいであるが、本件の解釈は先に公務員懲戒法に立論してから、さらに公務人員考績法に及ぶこと、加えて説明しておく。

本解釈は、許宗力大法官による部分反対意見書、廖義男大法官による反対意見書がある。